



債務者及び連帯保証人とのコミュニケーションを密に図りながら状況の把握に努めつつ債権回収を進めた結果、平成30年度は6,161,491円を回収した。

また、法的に回収手立てを閉ざされた案件の他、債務者及び連帯保証人の死亡などにより、回収が極めて困難となっている案件については、弁護士、公認会計士などからなる「延滞債権管理審査委員会」による審査を行い、償却の妥当性が認められたものについて、8,721,906円を償却した。

これらの取組により、平成29年度決算額で545,562,893円であった収入未済額が、平成31年3月31日現在530,679,496円となり、14,883,397円（うち償却額8,721,906円）減少した。

- 2 今後の取組としては、債務者及び連帯保証人の資産状況、支払能力などについてより徹底した調査を行い、債務者等の償還能力、資力に応じた効率的な督促、交渉を実施するとともに、状況に応じて法的措置による債権保全策を講じる等、積極的な債権回収を推進し、債権回収が極めて困難であると認められる場合には、償却するなど、適切な債権管理に努めたい。